

小売物価統計調査規則の一部を改正する省令について

1 小売物価統計調査の概要

小売物価統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として、小売物価統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 6 号）の定めるところにより、国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービスの料金及び家賃を全国規模で毎月調査して、月々の価格の変化を明らかにするとともに、物価水準の変動を測定するための消費者物価指数を作成し、消費生活に関する経済施策の基礎資料を提供することを目的としている。

2 改正の概要

（1）基準改定に合わせた調査品目の一部改正について

消費者物価指数は、家計における消費構造の変化、市場における商品の流通又はサービスの変化等に対応して、西暦年の末尾が 0 又は 5 の年に合わせて、5 年ごとに基準改定を行っており、次期基準改定は平成 22 年（2010 年）である。これに合わせて、小売物価統計調査においては、調査品目の追加、調査品目の名称変更、及び調査担当者の変更を行う。

このため、本件は、小売物価統計調査規則に掲げる調査品目の一部改正を行うものである。

調査品目の追加

家計消費支出における重要度が高くなった品目について、新たに消費者物価指数品目として追加することを踏まえて、小売物価統計調査では、次の調査品目を追加する。

いくら
しょうが
ドレスリング
パスタソース
やきとり
焼き魚
きんぴら
フライドチキン
フライパン
マット
スリッパ

E T C 車載器
洗車代
電子辞書
ゲームソフト
メモリーカード
ペット美容院代
園芸用肥料
演劇観覧料
洗顔料
予防接種料
音楽ダウンロード料

調査品目の名称変更

調査品目の中で、より代表的な商品进行调查するもの及び市場での呼び名が変化しているものについては名称を変更する。調査品目名と消費者物価指数品目名の整合を図るため、一部の調査品目の名称を変更する。また、調査担当者を変更する調査品目と区別するため、一部の調査品目の名称を変更する。

(改正後の調査品目名)	(現行の調査品目名)
魚介つくだ煮	あさりつくだ煮
さつまいも	かんしょ
じゃがいも	ばれいしょ
カレールウ	即席カレー
せんべい	塩せんべい
調理パン	サンドイッチ
サラダ	野菜サラダ
茶飲料	緑茶飲料
ワイン	ぶどう酒
うどん	かけうどん
布団	洋掛布団
芳香消臭剤	芳香剤
帽子	野球帽
サプリメント(通信販売によるものを除く。)	サプリメント
携帯型オーディオプレーヤー	デジタルオーディオプレーヤー

プリンタ用インク	プリンタ用インク（パーソナルコンピュータ用）
記録型ディスク	記録型DVD
ビデオソフト	DVDソフト
ヘアコンディショナー	ヘアリンス
ハンドバッグ（輸入品を除く）	ハンドバッグ
リサイクル料金	粗大ごみ処理手数料

調査担当者の変更

次の調査品目については、全国的に均一の価格を取集することが適切となったことから、調査員による調査から総務大臣（総務省統計局）が直接調査を行うこととする。

サプリメント（通信販売によるもの）
ハンドバッグ（輸入品）

（２）拗音及び促音の表記の変更等による一部改正について

規則内において使われている「ゃ」、「ゅ」、「ょ」、「っ」を「や」、「ゆ」、「よ」、「っ」に変更する等、所要の変更を行う。

3 今後の予定

公布日：平成 21 年 10 月 20 日

施行日：平成 21 年 12 月 1 日（ただし、2 の（１）に掲げる「調査品目の名称変更」及び「調査担当者の変更」については、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。）

（参考）

小売物価統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 6 号）

（調査事項）

第六条 小売物価統計調査は、別表上欄に掲げる品目の小売価格又は料金及びこれらに附帯する事項を調査する。